

山 監 査 第 2 2 8 号
令和6年（2024年）2月27日

地方自治法第199条第7項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づく公の施設の指定管理者監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第16条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長及び山陽小野田市議会
- 3 報告書提出年月日
令和6年2月27日

監査結果に関する報告書

地方自治法第199条第7項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第3号の規定に基づく公の施設の指定管理者監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査の対象
 - ・施設の名称 竜王山公園オートキャンプ場
 - 指定管理者名 株式会社晃栄
 - 所管部局名 建設部都市計画課
 - 対象年度及び指定管理料の額 令和4年度 4,713,500円
 - 指定管理の目的 公の施設の設置の目的を効果的に達成するため
- 3 監査の期間 令和6年1月10日～1月12日
- 4 監査の着眼点
 - (1)指定管理者 収支会計経理の適正性、他事業との会計区分の明確性、施設管理運営の適正性等
 - (2)所管部局 指定手続、協定締結、経費算定及び支出手続の適正性、指定管理者に対する調査、指示等の適切な実施
- 5 監査の実施内容

令和4年度における指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理の目的に沿って適切に執行されているかについて監査した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出調査するとともに、必要に応じて関係者から実情を聴取して実施した。
- 6 監査の結果

指定管理者及び所管部局における指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員等に指摘している。